

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (ア)】 地方公共団体の設置する公立の域内の小学校数	【問1-①-2 (ア)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (ア) 付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○					
広島市	○	○	○			
福山市	○	○	○			
呉市	○	○	○			
竹原市	○	○	○			
大竹市	○	○	○			
東広島市	○	○	○			
廿日市市	○	○	○			
江田島市	○	○	○			
府中町	○	○	○			
海田町	○	○	○			
熊野町	○	○	○			
坂町	○	○	○			
大崎上島町	○	○	○			
安芸高田市	○	○	○			
安芸太田町	○	○	○			
北広島町	○	○	○			
三原市	○	○	○			
尾道市	○	○	○			
府中市	○	○	○			
世羅町	○	○	○			
神石高原町	○	○	○			
三次市	○	○	○			
庄原市	○	○	○			
合計	24	23	23	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-2(ア)】域内の小学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県								
広島市	○	○			○	○		
福山市	○	○			○	○		
呉市	○	○			○	○		
竹原市	○	○			○	○		
大竹市	○	○			○	○		
東広島市	○	○			○	○		
廿日市市	○	○			○	○		
江田島市	○	○			○	○		
府中町	○	○			○	○		
海田町	○	○			○	○		
熊野町	○	○			○	○		
坂町	○	○			○	○		
大崎上島町	○	○			○			○
安芸高田市	○	○			○	○		
安芸太田町	○	○			○	○		
北広島町	○	○			○	○		
三原市	○	○			○	○		
尾道市	○	○			○	○		
府中市	○	○			○	○		
世羅町	○	○			○	○		
神石高原町	○	○			○	○		
三次市	○	○			○	○		
庄原市	○	○			○	○		
合計	23	23	0	0	23	22	0	1

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(ア)】域内の全ての小学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ア-1)】域内の全ての小学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ア-2)】域内の全ての小学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町	○		○						
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (イ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の中学校数	【問1-①-2 (イ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (イ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○	○	○			
広島市	○	○	○			
福山市	○	○	○			
呉市	○	○	○			
竹原市	○	○	○			
大竹市	○	○	○			
東広島市	○	○	○			
廿日市市	○	○	○			
江田島市	○	○	○			
府中町	○	○	○			
海田町	○	○	○			
熊野町	○	○	○			
坂町	○	○	○			
大崎上島町	○	○	○			
安芸高田市	○	○	○			
安芸太田町	○	○	○			
北広島町	○	○	○			
三原市	○	○	○			
尾道市	○	○	○			
府中市	○	○	○			
世羅町	○	○	○			
神石高原町	○	○	○			
三次市	○	○	○			
庄原市	○	○	○			
合計	24	24	24	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(イ)】域内の中学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県	○	○			○	○		
広島市	○	○			○	○		
福山市	○	○			○	○		
呉市	○	○			○	○		
竹原市	○	○			○	○		
大竹市	○	○			○	○		
東広島市	○	○			○	○		
廿日市市	○	○			○	○		
江田島市	○	○			○	○		
府中町	○	○			○	○		
海田町	○	○			○	○		
熊野町	○	○			○	○		
坂町	○	○			○	○		
大崎上島町	○	○			○	○		○
安芸高田市	○	○			○	○		
安芸太田町	○	○			○	○		
北広島町	○	○			○	○		
三原市	○	○			○	○		
尾道市	○	○			○	○		
府中市	○	○			○	○		
世羅町	○	○			○	○		
神石高原町	○	○			○	○		
三次市	○	○			○	○		
庄原市	○	○			○	○		
合計	24	24	0	0	24	23	0	1

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(イ)】域内の全ての中学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(イ-1)】域内の全ての中学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(イ-2)】域内の全ての中学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町	○		○						
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (ウ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の義務教育学校数	【問1-①-2 (ウ)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (ウ) 付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○					
広島市	○					
福山市	○	○	○			
呉市	○	○	○			
竹原市	○	○	○			
大竹市	○					
東広島市	○					
廿日市市	○					
江田島市	○					
府中町	○					
海田町	○					
熊野町	○					
坂町	○					
大崎上島町	○					
安芸高田市	○					
安芸太田町	○					
北広島町	○					
三原市	○					
尾道市	○					
府中市	○	○	○			
世羅町	○					
神石高原町	○					
三次市	○					
庄原市	○					
合計	24	4	4	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(ウ)】域内の義務教育学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県								
広島市								
福山市	○	○			○	○		
呉市	○	○			○	○		
竹原市	○	○			○	○		
大竹市								
東広島市								
廿日市市								
江田島市								
府中町								
海田町								
熊野町								
坂町								
大崎上島町								
安芸高田市								
安芸太田町								
北広島町								
三原市								
尾道市								
府中市	○	○			○	○		
世羅町								
神石高原町								
三次市								
庄原市								
合計	4	4	0	0	4	4	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(ウ)】域内の全ての義務教育学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ウ-1)】域内の全ての義務教育学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ウ-2)】域内の全ての義務教育学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (エ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の高等学校数	【問1-①-2 (エ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (エ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○	○	○			
広島市	○	○	○			
福山市	○	○	○			
呉市	○	○	○			
竹原市	○					
大竹市	○					
東広島市	○					
廿日市市	○					
江田島市	○					
府中町	○					
海田町	○					
熊野町	○					
坂町	○					
大崎上島町	○					
安芸高田市	○					
安芸太田町	○					
北広島町	○					
三原市	○					
尾道市	○	○	○			
府中市	○					
世羅町	○					
神石高原町	○					
三次市	○					
庄原市	○					
合計	24	5	5	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(エ)】域内の高等学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県	○	○			○	○		
広島市	○	○			○	○		
福山市	○	○			○	○		
呉市	○	○			○	○		
竹原市								
大竹市								
東広島市								
廿日市市								
江田島市								
府中町								
海田町								
熊野町								
坂町								
大崎上島町								
安芸高田市								
安芸太田町								
北広島町								
三原市								
尾道市	○	○			○	○		
府中市								
世羅町								
神石高原町								
三次市								
庄原市								
合計	5	5	0	0	5	5	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(エ)】域内の全ての高等学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(エー1)】域内の全ての高等学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(エー2)】域内の全ての高等学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (オ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の中等教育学校数	【問1-①-2 (オ)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (オ) 付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○					
広島市	○	○	○			
福山市	○					
呉市	○					
竹原市	○					
大竹市	○					
東広島市	○					
廿日市市	○					
江田島市	○					
府中町	○					
海田町	○					
熊野町	○					
坂町	○					
大崎上島町	○					
安芸高田市	○					
安芸太田町	○					
北広島町	○					
三原市	○					
尾道市	○					
府中市	○					
世羅町	○					
神石高原町	○					
三次市	○					
庄原市	○					
合計	24	1	1	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(オ)】域内の中等教育学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県								
広島市	○	○			○	○		
福山市								
呉市								
竹原市								
大竹市								
東広島市								
廿日市市								
江田島市								
府中町								
海田町								
熊野町								
坂町								
大崎上島町								
安芸高田市								
安芸太田町								
北広島町								
三原市								
尾道市								
府中市								
世羅町								
神石高原町								
三次市								
庄原市								
合計	1	1	0	0	1	1	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(オ)】域内の全ての中等教育学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(オ-1)】域内の全ての中等教育学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(オー2)】域内の全ての中等教育学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (カ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の幼稚園数	【問1-①-2 (カ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (カ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○					
広島市	○	○	○			
福山市	○					
呉市	○					
竹原市	○					
大竹市	○					
東広島市	○	○	○			
廿日市市	○	○		○		
江田島市	○					
府中町	○					
海田町	○					
熊野町	○					
坂町	○					
大崎上島町	○	○	○			
安芸高田市	○	○	○			
安芸太田町	○					
北広島町	○					
三原市	○	○	○			
尾道市	○	○		○		
府中市	○					
世羅町	○					
神石高原町	○					
三次市	○					
庄原市	○					
合計	24	7	5	0	2	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(カ)】域内の幼稚園における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県								
広島市	○	○			○	○		
福山市								
呉市								
竹原市								
大竹市								
東広島市	○	○			○	○		
廿日市市								
江田島市								
府中町								
海田町								
熊野町								
坂町								
大崎上島町	○	○			○			○
安芸高田市	○	○			○	○		
安芸太田町								
北広島町								
三原市	○	○			○	○		
尾道市								
府中市								
世羅町								
神石高原町								
三次市								
庄原市								
合計	5	5	0	0	5	4	0	1

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(カ)】域内の全ての幼稚園について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市	○			○					
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市	○	○							
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	2	1	0	1	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(カー1)】域内の全ての幼稚園において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(カー2)】域内の全ての幼稚園において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町	○		○						
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (キ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の特別支援学校数	【問1-①-2 (キ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (キ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
広島県	○	○	○			
広島市	○	○	○			
福山市	○					
呉市	○					
竹原市	○					
大竹市	○					
東広島市	○					
廿日市市	○					
江田島市	○					
府中町	○					
海田町	○					
熊野町	○					
坂町	○					
大崎上島町	○					
安芸高田市	○					
安芸太田町	○					
北広島町	○					
三原市	○					
尾道市	○					
府中市	○					
世羅町	○					
神石高原町	○					
三次市	○					
庄原市	○					
合計	24	2	2	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(キ)】域内の特別支援学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
広島県	○	○			○	○		
広島市	○	○			○	○		
福山市								
呉市								
竹原市								
大竹市								
東広島市								
廿日市市								
江田島市								
府中町								
海田町								
熊野町								
坂町								
大崎上島町								
安芸高田市								
安芸太田町								
北広島町								
三原市								
尾道市								
府中市								
世羅町								
神石高原町								
三次市								
庄原市								
合計	2	2	0	0	2	2	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(キ)】域内の全ての特別支援学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(キー1)】域内の全ての特別支援学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(キー2)】域内の全ての特別支援学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
広島県									
広島市									
福山市									
呉市									
竹原市									
大竹市									
東広島市									
廿日市市									
江田島市									
府中町									
海田町									
熊野町									
坂町									
大崎上島町									
安芸高田市									
安芸太田町									
北広島町									
三原市									
尾道市									
府中市									
世羅町									
神石高原町									
三次市									
庄原市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-⑤】 在校等時間の公表について、次の中から該当するものを選んでください。			
	回答対象者	把握している学校について、全体の状況を取りまとめて公表している	把握している学校ごとに公表している	公表していない
広島県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
広島市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
福山市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
呉市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
竹原市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
大竹市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
東広島市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
廿日市市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
江田島市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
府中町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
海田町	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
熊野町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
坂町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
大崎上島町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
安芸高田市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
安芸太田町	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
北広島町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
三原市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
尾道市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
府中市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
世羅町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
神石高原町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
三次市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
庄原市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
合計	24	7	0	17

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況					
	【問2-①-①】 登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	【問2-①-②】 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	【問2-①-③】 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	【問2-①-④】 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	【問2-①-⑤】 学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	【問2-①-⑥】 児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	未実施	未実施
広島市	実施	実施	実施	実施	実施	検討中
福山市	未実施	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施
呉市	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
竹原市	実施	実施	検討中	検討中	実施	未実施
大竹市	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施
東広島市	実施	実施	実施	実施	実施	未実施
廿日市市	実施	未実施	検討中	実施	検討中	未実施
江田島市	検討中	未実施	未実施	検討中	未実施	未実施
府中町	実施	実施	実施	実施	検討中	未実施
海田町	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施
熊野町	実施	検討中	実施	実施	実施	検討中
坂町	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施
大崎上島町	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
安芸高田市	実施	未実施	検討中	検討中	実施	未実施
安芸太田町	実施	検討中	検討中	未実施	実施	未実施
北広島町	未実施	未実施	実施	未実施	実施	対象外
三原市	実施	実施	実施	検討中	検討中	未実施
尾道市	実施	未実施	検討中	検討中	実施	未実施
府中市	実施	実施	実施	実施	実施	未実施
世羅町	未実施	未実施	実施	検討中	実施	未実施
神石高原町	実施	検討中	未実施	未実施	実施	未実施
三次市	実施	実施	未実施	検討中	検討中	未実施
庄原市	実施	実施	検討中	未実施	未実施	未実施
合計	15	8	10	8	13	0

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況								
	【問2-①-⑦】 校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	【問2-①-⑧】 部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	【問2-①-⑨】 給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	【問2-①-⑩】 授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	【問2-①-⑪】 学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	【問2-①-⑫】 学校行事の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	【問2-①-⑬】 進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	【問2-①-⑭】 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	
広島県	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	実施	実施	実施
広島市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
福山市	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施
呉市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
竹原市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施
大竹市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施
東広島市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
廿日市市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
江田島市	検討中	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施
府中町	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
海田町	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施	未実施	実施
熊野町	検討中	検討中	検討中	実施	実施	実施	対象外	未実施	実施
坂町	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施	未実施	実施
大崎上島町	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
安芸高田市	実施	実施	検討中	実施	検討中	検討中	未実施	未実施	実施
安芸太田町	未実施	検討中	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
北広島町	対象外	検討中	未実施	検討中	未実施	検討中	未実施	未実施	実施
三原市	未実施	実施	実施	未実施	未実施	検討中	未実施	未実施	実施
尾道市	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施	未実施	実施
府中市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	検討中	未実施	実施
世羅町	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
神石高原町	未実施	検討中	検討中	実施	未実施	実施	検討中	未実施	実施
三次市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
庄原市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施
合計	3	19	4	22	14	14	2		23

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況		
	【問2-②-①年間授業時数】 令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とするなど、改善が適切に行われるような指導・助言	【問2-②-②学校行事】 学校行事について、教育上真に必要なものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言	【問2-②-③調査の本数】 教育委員会から学校宛での調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握
広島県	検討中	実施	実施
広島市	実施	実施	実施
福山市	実施	実施	未実施
呉市	実施	実施	実施
竹原市	実施	実施	実施
大竹市	実施	実施	検討中
東広島市	実施	実施	検討中
廿日市市	検討中	実施	検討中
江田島市	実施	実施	検討中
府中町	実施	実施	実施
海田町	実施	実施	実施
熊野町	実施	実施	検討中
坂町	検討中	実施	未実施
大崎上島町	検討中	実施	未実施
安芸高田市	実施	実施	実施
安芸太田町	実施	実施	実施
北広島町	検討中	検討中	未実施
三原市	実施	実施	未実施
尾道市	検討中	実施	未実施
府中市	実施	実施	検討中
世羅町	未実施	実施	未実施
神石高原町	実施	実施	実施
三次市	検討中	検討中	未実施
庄原市	未実施	実施	検討中
合計	15	22	9

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2-③】 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」を踏まえて、新たな取組に着手、または、令和6年度に向けた計画的な準備に取り組む予定がある項目の中で、特に優先的に取り組むもの													
	① 登下校に関する対応	② おける見回り、児童生徒に	③ 学校徴収金の徴収・管	④ 地域ボランティアとの	⑤ 調査・統計等への回答	⑥ 児童生徒の休み時間	⑦ 校内清掃	⑧ 部活動	⑨ 給食時の対応	⑩ 授業準備	⑪ 学習評価や成績処理	⑫ 学校行事の準備運営	⑬ 進路指導	⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
広島県					○			○						
広島市					○			○						
福山市									○	○				
呉市								○		○				
竹原市			○											○
大竹市					○				○					
東広島市					○			○						
廿日市市					○									○
江田島市				○										○
府中町								○	○					
海田町								○	○					
熊野町				○										○
坂町				○								○		
大崎上島町	○	○												
安芸高田市			○						○					
安芸太田町										○	○			
北広島町			○						○					
三原市	○							○						
尾道市			○					○						
府中市				○				○						
世羅町					○			○						
神石高原町								○				○		
三次市								○		○				
庄原市								○						○
合計	2	1	4	4	6	0	0	13	1	5	4	3	0	5